

計画の概要(現行計画との対照表)

項目	現行計画	改定の考え方
第1章 計画の基本的事項		
1 計画策定の趣旨	①国において新たな母子家庭等施策にかかる基本方針が定められたこと②現行計画は期間終了を迎えること③ひとり親家庭等が抱える問題は多くが複雑に重なりあっており、引き続き総合的な支援を充実・強化する必要があることなどから、現行計画を改定するもの。	(現行計画に同じ)
2 計画の性格・役割	・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく「自立促進計画」 ・母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の基本的な方向性を示すもの	(現行計画に同じ)
3 計画の期間	平成27年度から平成31年度までの5年間	令和2年度から令和6年度までの5年間
第2章 ひとり親家庭等を取り巻く状況		
1 ひとり親家庭の世帯数	・ひとり親家庭の世帯数	※直近の数値による(平成30年度調査)
2 児童扶養手当受給者数の推移	・児童扶養手当受給者数及び支給額	※直近の数値による
3 ひとり親家庭等の状況	平成25年度富山県ひとり親家庭等実態調査による ○ひとり親家庭の現状 (母子家庭) ・母子家庭となった原因は離婚が85.3% ・母の年間就労収入は、200万円未満が55.6%となっており、特に「臨時・パート」の場合は、200万円未満が61.6% ・就業率は92.4% (「正社員・正職員」50.2%、「臨時・パート」32.7%) ・養育費を受けたことがない者は48.5% ・就業支援と、就業のために不可欠な子育て・生活支援の双方について一層の充実が必要である。 (父子家庭) ・父子家庭となった原因は離婚が78.6% ・父の年間就労収入は、300万円以上が55.6% ・子どもの養育や家事等の生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事への支援の重要性が高い。 ○寡婦世帯の現状 (全ての年齢が調査対象) ・就業率は59.5% (「臨時・パート」28.8%、「正社員・正職員」14.7%) ・生活上の悩みとして「自分や家族の健康」、「生活費」をあげた人が多い。	平成30年度富山県ひとり親家庭等実態調査による ○ひとり親家庭の現状 (母子家庭) ・母子家庭となった原因は離婚が81.6% ・母の年間就労収入は、200万円未満が45.9%となっており、特に「臨時・パート」の場合は、200万円未満が78.2% ・就業率は93.4% (「正社員・正職員」53.9%、「臨時・パート」26.2%) ・養育費を受けたことがない者は41.8% ・就業支援と、就業のために不可欠な子育て・生活支援の双方について一層の充実が必要である。 (父子家庭) ・父子家庭となった原因は離婚が72.2% ・父の年間就労収入は、300万円以上が59.5% ・子どもの養育や家事等の生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事への一層の支援が必要である。 ○寡婦世帯の現状 (全ての年齢が調査対象) ・就業率は55.9% (「臨時・パート」19.3%、「正社員・正職員」14.3%) ・生活上の悩みとして「自分や家族の健康」、「生活費」をあげた人が多い。
第3章 計画の目標と基本的施策		
1 計画の目標	ひとり親等が自立を図り、家庭生活と職業生活において安定した暮らしを築くとともに、安心して子育てをすることができる社会づくり	(現行計画の目標を維持)
2 基本的施策	(1)相談・情報提供機能の充実強化 (2)就業支援の積極的推進 (3)子育て・生活支援策の充実強化 (4)養育費確保の推進 (5)経済的支援の推進	(現行基本的施策を維持)
3 施策の体系	目標、基本的施策、施策の方向、具体的施策を体系的に記載	(構成は現行計画に同じ。詳細は資料2参照)
第4章 施策の展開		
	基本的施策ごとに ①施策の方向 ②具体的施策 について記載	(構成は現行計画に同じ。詳細は資料2参照)
第5章 計画の推進にあたって		
	(1)国、県、市町村及び関係団体の役割分担と連携 (2)福祉・雇用等幅広い行政分野の連携 (3)各種計画との連携 (4)計画の評価	(現行計画に同じ)
参考		
	・ひとり親家庭等自立促進計画に基づく事業の実施状況等 ・富山県ひとり親家庭等自立促進計画策定までの経過 ・富山県ひとり親家庭等自立促進計画検討委員会設置要綱 ・富山県ひとり親家庭等自立促進計画検討委員会委員名簿 ・主な相談窓口一覧	(現行計画に同じ)